

2008年2月7日

厚生労働大臣

舩添要一様

UIゼンセン同盟

会長 落合清四



UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン

会長 河原四良



介護労働者の人材確保等を求める要請

UIゼンセン同盟（組合員数100万名）には、約6万名の介護労働者が組合員として加盟しています。

昨年8月に、社会福祉法に基づいて「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（人材確保指針）」が策定されました。

今後、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等に対応して、多様な福祉・介護サービスの需要拡大が見込まれることから、同指針では、将来必要となる介護職員は、平成16年の約100万人から、平成26年には約140万人～約160万人に増加すると指摘されています。

しかし、介護現場の現状を見てみると、依然として高離職率が続いています。私たちは、組合員の就業意識実態調査（2007年3月～4月、日本介護クラフトユニオンが実施）や職場での対話を実施して、問題がどこにあるのかを検討しました。その結果、高離職率は、「低賃金」「社会的地位の低さ」等に起因していると考えに至りました。このままでは、介護保険制度が労働の現場から崩壊するのではないかと懸念しています。

UIゼンセン同盟は、人材確保指針に示された方策の実効性を上げるためにも、下記のとおり要請いたしますので、政策運営に反映いただきますようお願い申し上げます。

1. 介護報酬の引き上げ

事業収入の介護労働者への分配の実態を把握し、事業経営者が、他職種に比して劣らない賃金水準を実現できる介護報酬とする。

（背景）日本介護クラフトユニオンが介護労働者に対して実施した「2007 年度就業意識実態調査」では、離職を防ぐには、賃金を引き上げることが最も有効な手段であるという結果が出ています。介護労働者の定着率を高めるためには、他の職種に比べても劣らない賃金水準であることが必要です。賃金は労使間で協議・決定すべきものですが、介護報酬が適切な水準に設定されることが前提になると考えています。

2. 介護予防サービスの介護労働者への影響を検証

介護予防サービスの介護労働者への影響を検証し、介護報酬の設定を適切に行う。

（背景）2006 年から実施されている介護予防サービスにより、旧区分の要介護から新区分の要支援となったサービス利用者が多数存在します。このことが結果として、介護労働者の減収となり、離職につながっているとの指摘があります。これまでにも、サービス内容の削減により、要支援者が引きこもり状態に陥るケースなど、利用者への影響も指摘されていました。制度変更に伴う労働者への影響の検証は行政の責務であると考えます。

3. サービス提供責任者に対する適切な評価

サービス提供責任者が求められている本来の職務に専念できるように、サービス提供責任者の業務を介護報酬で評価する。

また、サービス提供責任者に対する研修機会の確保とその内容の充実を図る。

（背景）質の高い訪問介護サービスを実現する介護員の確保・育成には、サービス提供責任者の役割が重要であり、サービス提供責任者には高い職務レベルが求められています。しかしながら、介護報酬上の評価がないために、本来業務以外に、ヘルパー業務などに時間が割かれているのが現状です。

4. 介護施設における人員配置基準の見直し

施設利用者の重度化や認知症高齢者が増加していること、より質の高い個別ケアを提供するためのユニット方式の普及などを鑑みて、人員配置基準は2対1を志向して見直す。

（背景）介護施設の人員配置基準は、常勤換算で3対1となっています。しかしながら、こ

の人員配置では、利用者に行き届いたサービスが提供されていないのが実情です。配置基準の見直しと介護報酬の適切な設定が必要です。

5. キャリアパスを通じた社会的地位の向上

国が関係団体と共同で、介護労働者のキャリアパスや研修体系を構築する。また、介護専門職としての認定制度を関係団体が構築できるように取り組む。

（背景）「社会的地位の向上」と「仕事のやりがい」は、離職を防ぐ重要なキーワードです。このことは、前述の「2007年度就業意識実態調査」の結果にも現れています。

介護労働者の社会的な地位の向上等のためには、国家資格だけでなく、専門性を認証する仕組みを導入することや、キャリアパスを構築することが必要です。これらは、主として関係団体と経営者が取り組むべき課題ですが、国の関与がなければ課題は解決できず、人材難も解消されないと考えています。

6. 新指導マニュアルの策定と指導・監査の標準化

指導・監査の実態を調査・検証し、統一的な解釈と文書様式、具体例などを盛り込んだ「新指導マニュアル」を策定する。

併せて、指導担当者に対する教育・研修を実施する。

（背景）高齢者の自立支援と尊厳を保持しつつ、良質な介護サービスの提供を実現するために、昨年2月、厚生労働省は「介護保険施設等実地指導マニュアル」を作成し、各自治体に指導監査の標準的な実施方法を示しました。しかし、自治体ごとに様々な解釈と指導がなされているのが実態であり、実地指導・監査を行う担当者の同質性が十分に担保されていません。介護現場では、適正・不適正サービスの見極めなどに混乱が生じており、行政に対する不信につながっているとの指摘があります。

7. 事務負担の軽減

帳票類とその事務手続きを見直すことによって事務負担を軽減し、効率的な介護サービス提供を促進する。

（背景）改正介護保険法の施行により、事務作業が煩雑になり、業務量が増加したとの声が多く寄せられています。事務作業の増加は、長時間労働やサービス残業の温床にもなっています。介護の質を向上させるために、介護サービス提供以外の事務負担は軽減されるべきであると考えています。

以 上